

現在事項全部証明書

鳥取市桜谷4番地28
 特定非営利活動法人陽和会
 会社法人等番号 2700-05-002680

名 称	特定非営利活動法人陽和会	
主たる事務所	<u>鳥取県鳥取市宮長270番地1メゾンユナイツ</u> <u>B101号</u>	
	鳥取市桜谷4番地28	平成18年 6月 6日移転
	平成18年 6月 9日登記	
法人成立の年月日	平成18年3月22日	
目的等	<p>目的及び業務 この法人は、高齢者に対して、社会福祉にかんする事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 災害救助活動 (5) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 (6) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 (7) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動</p> <p>この法人は、特定非営利活動に係る事業として、次の活動を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p style="margin-left: 20px;">① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整 ④ ①から③まで掲げるものの他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ⑤ 居宅介護支援事業 ⑥ 24時間ホームヘルパー派遣事業 ⑦ 通所介護事業 ⑧ その他この法人の目的達成のため必要な事業 ⑨ 福祉バザーなどの収益事業</p>	
役員に関する事項	鳥取県鳥取市国安131番地8 理事 石 上 歩	
	平成18年 6月19日住所 移転	
	平成18年 6月20日登記	
鳥取県八頭郡八頭町宮谷266番地7 理事 西 村 育 美		

鳥取市桜谷4番地28
特定非営利活動法人陽和会
会社法人等番号 2700-05-002680

	鳥取県八頭郡八頭町別府169番地8 理事 梶川智史
資産の総額	金0円
解散の事由	この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の議決 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 上記第1号の事由により、この法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 上記第2号の事由により、解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成18年 6月21日

鳥取地方法務局
登記官

山根久康

